

# ◎桐生市議会情報番組「K J」第5回放送

平成26年2月3日（月）放送

〈市議会PR〉

**相沢議長** 次は、第2部、桐生市議会のPRのコーナーです。前回に続いて、議会基本条例について、お送り致します。なお、この議会基本条例の本文をご覧になりたい方は、桐生市のホームページをご覧下さい。

**周東副議長** 今回は、第4章の「市民に開かれた議会」について、説明致します。この章は、第10条 インターネット等の活用、11条 議会報告会の実施、12条 議会広報及びホームページの充実、13条 議長定例記者会見の実施、14条 議会への市民傍聴の促進、15条 採決の明確化の6つの条文からなっています。今回は、第10条から12条まで説明し、残りは、次回3月の放送で行います。それでは、まず第4章の、全体的な解説から行います。

**相沢議長** はい、「市民に開かれた議会」について示されている第4章は、「いまの時代に合った、市民が求める議会のあり方を目指すときに、この「市民に開かれた議会」とともに、次の第5章に示した「議会への市民参加」の促進は、重要な課題と捉えています。さらに、その市民ニーズに応える議会としての、政策立案能力の向上は、私たち議員にとって、重要な課題であります。その意味から、第4章は、市民と議会、市民と個々の議員を結ぶ、重要な施策を示しています。

**周東副議長** それでは、まず第10条 インターネット等の活用について、飯島議員、条例を朗読して下さい。

**飯島議員** はい、それでは、第4章の第10条を朗読します。

第4章 市民に開かれた議会

第10条（インターネット等の活用） 議会は、インターネット等の多様な情報媒体を有効に活用し、情報の発信に努めるとともに、それらの有効な活用に関して、継続的な調査・研究を実施します。もう一度、朗読します。

第10条（インターネット等の活用） 議会は、インターネット等の多様な情報媒体を有効に活用し、情報の発信に努めるとともに、それらの有効な活用に関して、継続的な調査・研究を実施します。以上です。

**周東副議長** はい、ありがとうございます。第4章の第10条を朗読して頂きましたが、この議会基本条例の、パブリックコメント用にまとめた、逐条解説に示した、この部分の解説を、周藤雅彦議員から紹介してもらいます。

**周藤議員** はい、わかりました。本条では、情報発信に努めるほか、その調査研究について、述べています。

議会は、市民の負託を受けた議員により、構成されています。議会が、その負託に応えるためには、議会活動について、市民に説明することが不可欠であり、そのための情報媒体を、有効に活用するほか、情報媒体について、調査研究を、継続的に進めることについて、規定しています。

**相沢議長** はい、この情報発信と、情報媒体の活用ですが、日々進化する情報媒体は、その利便性の向上を、どの様に、議員活動や議会活動に取り入れられるか、情報発信の方法とともに、議会はもちろんですが、議員個々においても、しっかり取り組む必要があります。

**周東副議長** それでは、次の第11条に移ります。条文の朗読は、今回は、私が行います。

第11条（議会報告会の実施） 議会は、定例会ごとに議員による議会報告会を開催します。もう一度、朗読します。

第11条（議会報告会の実施） 議会は、定例会ごとに議員による議会報告会を開催します。以上です。

**相沢議長** はい、副議長に、第11条を朗読して頂きましたが、今度は、飯島議員に、解説をお願い致します。

**飯島議員** 本条では、議会報告会の実施について述べています。

議会報告会は、年間4回開催する本会議定例会ごとに実施し、全議員で参画して開催します。また、同時に、市民との意見交換会を開催して、市民意見の聴取を行い、議会運営の改善や、政策提言に活用していきます。

**周藤議員** 議会報告会ですが、1月27日月曜日に、東公民館で行われましたが、地元自治会の皆様をはじめ、多くの市民の皆様の参加を頂きました。議長の地元でもあり、有意義な意見交換も、出来たと思います。

**相沢議長** はい、今回は、第11回目の開催となりましたが、地域の皆様もご協力を頂き、感謝しています。議会報告会も、1回目の中央公民館から、新里支所、黒保根支所、相生は、桐生市職業訓練センター、梅田、広沢、川内、菱、境野、桜木の各公民館を会場として、各地域を回り、1月は、東公民館で行いました。各地域それぞれ、本当に、ご協力頂きました各地域の皆様には、感謝しています。

**飯島議員** はい、私の住む川内ですが、川内公民館の集会室が、100人定員のところが、満杯の状態でした。意見交換会も、川内地域の課題を次々と出して頂き、活発な議会報告会・意見交換会になりました。

**周藤議員** 広沢も、そうでした。私の地元の、広沢公民館で行いましたが、会場となった1階の講堂は、定員160人ですが、地域の皆さん、特に自治会、町内会、婦人会、老人会等、多くの方に参加して頂き、資料が足りなくなるほどでした。定員を越えるような結集をいただき、感謝しています。

**周東副議長** この議会報告会・意見交換会は、前 荒木議長の時からスタートしましたが、議会基本条例をつくることも大事だが、全議員が、ともかく、まず行動を起こそうと決意し、始めました。よかったと思います。議会に対する、市民の理解度は深くなり、また、広がっていると感じています。

**相沢議長** はい、私も、そう思います。今後も、さらに充実した議会報告会・意見交換会になるよう、議長としても、北川実行委員長とともに、また、議員の皆様のご協力を頂き、頑張ってます。それでは、次の第12条に移ります。周藤雅彦議員に、条文の朗読を、お願いします。

**周藤議員** はい、それでは、第12条を朗読します。

第12条（議会広報及びホームページの充実） 議会は、議会広報の内容及び紙面の構成を含めて、見やすく、市民に愛される議会広報づくりを目指します。

2 議会は、ホームページを活用し、情報公開に取り組みます。  
もう一度、朗読します。

第12条（議会広報及びホームページの充実） 議会は、議会広報の内容及び紙面の構成を含めて、見やすく、市民に愛される議会広報づくりを目指します。

2 議会は、ホームページを活用し、情報公開に取り組みます。以上です

**相沢議長** それでは飯島議員、続いて、解説をお願いします。

**飯島議員** 本条では、議会広報である、市議会だより及びホームページの充実について、述べています。

議会は、議会活動を、市民へ広くお知らせする媒体の市議会だよりと、市議会ホームページについて、より、分かりやすく充実させます。そして、市民が、議会活動に関心を持つよう広報活動を行い、情報発信力を高めていくことを定めています。

第1項 議案の議決状況を議員ごとに公表するなど、きめ細かい紙面づくりに努め、市民に親しまれる市議会だよりを目指します。

第2項 議会の情報を市議会ホームページに広く掲載するほか、本会議の状況を、インター

ネットによる生中継や録画放送を行い、本会議場にいなくても、議会の傍聴を可能にするなど、更なる情報公開に取り組んでいきます。

**周東副議長** はい、ありがとうございます。市議会だよりについては、市民に、議会の状況がわかるように、改善を重ねています。また、印刷された紙媒体として、全世帯に配布され、読んで頂ければ、「市民に開かれた議会」を、広く市民の皆さんに理解して頂き、議会に対して様々な要望を頂く、重要な機会になると思いますので、今後も読む立場になって、さらに改善に努めて行くことが、大事であると思います。

**相沢議長** はい、その通りなんです。先日、ある議員が市民の皆さんに、市議会だよりの事を話題にしたら、各家庭に、広報きりゅうと一緒に配布されていることを知らなかった、と言われたそうです。今後は、注意して見てみますと言われたそうです。私たちのPRも必要です。ところで2月1日に、市議会だよりが、各家庭に配られています。ぜひ、ご覧ください。

また、12月から、本会議場のインターネット中継や、生中継も始まりました。様々な機会を通して、PRをしてまいります。

以上で、今回の議会基本条例、第4章の「市民に開かれた議会」の前半部分について、終了致します。

なお、現在、地方主権調査 特別委員会において、議会基本条例の、よりわかりやすい逐条解説を、6月を目途に、まとめているところでありますので、よろしく願いいたします。

〈一般質問：周藤雅彦議員〉

**周東副議長** それでは、一般質問のコーナー前半を、周藤雅彦議員、お願い致します。

**周藤議員** 私が、皆様に紹介したい一般質問は、平成17年第3回定例会9月議会で行いました「パブリックコメント制度の導入について」であります。

**周東副議長** このテーマを取り上げた、背景や考えを教えてください。

**周藤議員** はい。パブリックコメントは、市民参加の第一歩だと思うわけですが、あらかじめ、市民の声を聞くということで、市民のニーズを適確につかめ、結果的に、効率的な執行ができることも期待できます。このパブリックコメント制度は、国では、平成11年に実施され、群馬県でも、平成13年に導入しています。桐生市でも、平成24年1月から実施されており、桐生市の政策等の実施に関する意見を、幅広く伺っている状況であります。しかし、実際、市民の皆様から寄せられた意見は、必ずしも、多いとは言えないと考えております。もっと市民の皆様から、多くの意見をいただくことで、さらによい、政策の執行ができるのではないかと考えています。市民に開かれた行政、決定過程が見えるガラス張りの行政、それらを目指す上からも、まず、最初の第一歩として、パブリックコメントは重要であり、より多くの市民の皆様から意見をいただけるよう、周知したいと考え、このテーマを選定させていただきました。

**周東副議長** そうですね。では、パブリックコメントの意味がわからない、リスナーの方が、いらっしゃるかもしれませんので、パブリックコメントとは、どういうものなのか、詳しい説明を、お願いいたします。

**周藤議員** はい。パブリックコメントというのは、日本語に訳せば公衆、大衆の意見ということになるかと思えます。この制度の目指しているところは、要するに、行政は、市民の声を聞きなさい、市民の意見をできるだけ尊重し、取り入れなさいという制度だと思えます。もちろん、自治体には議会があり、議員は議員で、市民の声の代弁をしているわけです。また、条例制定という、最終的な役割があるわけです。しかし、このパブリックコメントは、その前の段階の部分、行政の政策の計画段階、その部分で、市民の声を反映させようとする制度であります。

**周東副議長** では、パブリックコメントは、実際、どのように行なわれているのか、説明をお願いいたします。

**周藤議員** はい。パブリックコメント制度が、実際、どのように行なわれているのかと申しますと、自治体が、ある政策を始めようとしたり、変更したりする場合、その政策を決定する前、つまり

桐生市なら、桐生市がある重要な施策を実施しようとするとき、事前に、住民の声を聞くということになるわけです。そして、その声に対し、残念ですが、桐生市では個別の回答は行ないませんが、事業を実施する際には、寄せられた意見の概要と、それに対する桐生市としての考え方を、市のホームページで公表します。そういうことをした上で、桐生市の最終方針を定め、政策を決定していくということになります。

**周東副議長** 市民から、意見が寄せられた政策などの案件には、どのようなものがありますか。

**周藤議員** はい。意見の募集をして、寄せられた政策などの案件には、桐生市 地域防災計画 見直しの素案や、桐生市 子ども・子育て会議 条例案などがあります。

**周東副議長** その他に、議会が意見募集をしたものとして、議会基本条例がありますよね。

**周藤議員** そうですね。先ほど、第2部 桐生市議会PRコーナーで、説明しています。地方主権調査 特別委員会の委員の皆さんが、「桐生らしさ」を出そうと、懸命に知恵を振り絞って作った、力作ですね。議会の立場からも、「桐生らしさ」が際立つ市政になるように、そして、桐生市民に、よくやったと評価して頂けるような、議会になるようにとの思いで、長い年月をかけて条例案を作成。そして、市民の皆様から、たくさんのご意見をいただいて、念願の、議会基本条例を施行することができました。

**周東副議長** パブリックコメント制度ができたことで、議会基本条例のみならず、桐生市の、政策等の実施の前段として、市民の皆様から、すばらしい意見を寄せていただくことが可能になりました。なお、パブリックコメントの手続については、桐生市のホームページ、意見提出手続をご覧ください。周藤議員、ありがとうございました。

〈一般質問：飯島英規議員〉

**相沢議長** では、続いて、一般質問のコーナーの後半は、飯島英規議員、お願いします。

**飯島議員** 私が、皆様に紹介したい一般質問は、平成24年第1回定例会3月議会で行いました「予算編成の過程と市民参加について」であります。

**相沢議長** このテーマを取り上げた、背景や考えを教えてください。

**飯島議員** はい。今回の質問の背景には、私が再び、政治の世界に復帰した最大の目的、国政と異なり、地方政治は、直接民主制をベースにした間接民主制。従って、主権者市民の皆様意思によって動く、地方政府を創る、主権者市民にとって、使いやすい行政、使いやすい議会を創る、という考え方があります。国政は、完全な間接民主制です。従って、国会議員に全て任せて、国民は、世論で、ものを言うしかありません。それに対して地方政治は、各種 直接請求制度があり、市民の直接的権利行使が、制度上予定されています。従って、地方政治においては、市民参加が、しかも、市民の直接的政治参加が最重要課題となる、という考え方です。そして 市民参加には、行政への市民参加と議会への市民参加、2つの場面があり、行政への、市民参加の最大の眼目が、予算編成過程への市民参加と考え、このテーマを選定いたしました。

**相沢議長** 予算編成過程の公開と、市民参加の重要性について、もっと、詳しく説明してもらえますか。

**飯島議員** はい。政治は、結局のところ所得の再配分、集めた税金を、どう配分していくのか、という点に尽きます。それは毎年度、行政の予算という形で現れるわけですから、地方政治において、直接的市民参加が、最重要課題となると考えれば、予算編成過程への市民参加が、とても重要になるわけです。

**相沢議長** なるほど。それでは、予算編成の過程を公開している、先進的な事例というのは、ありますか。

**飯島議員** はい。具体的に、千葉県の我孫子市では、元、消費者庁長官、福嶋浩彦さんが、市長の

時代に行われました。予算編成過程の完全オープン化は、各課が、予算要求するところから始まりました。その段階で、各課の予算要求を、ホームページに全て公開し、行政サービスセンターで閲覧できるようにしました。そして次に、財政当局、理事者の査定です。いわゆる絞込みです。我孫子市では、企画調整室が2回、理事者が2回、合計4回の査定があります。この査定で、事業数も絞るし、事業の予算額も絞り込まれます。そして、議会に出す予算案にまで、絞り込んでいくわけですが、その4回の査定ごとに、査定結果を公開し、その都度、パブリックコメントを求めた、という事があります。これが、我孫子市の予算編成過程の公開と、市民参加です。

**相沢議長** 予算編成の過程を公開することで、どんな効果が期待できるのですか。

**飯島議員** はい。予算編成の過程を公開することで、市民から見れば、予算編成過程が、よくわかるようになります。永年、ある課に予算要望をしてきた市民が、ようやく、担当課は要望を理解して、予算にのせてくれた。しかし、企画調整室が切った、理事者が切った、この過程が明らかになります。ここで大切なのは、自分の要望が、市の他の要望の中で、優先順位として、どう判断されているのかが、わかるということです。優先順位の高いところから、言い方を変えれば、市のまちづくりの方向性に合っているところから、予算はつきます。従って、市のまちづくりの方向性と、自分の要望が合っているのかが、わかるわけです。市のまちづくりの方向性と、自分の要望が合っていないと、予算がつかなかったのなら、そもそも、市のまちづくりの方向性は、今のままでいいのか、正しいのか、ということも、市民自らが考えるようになるのです。これは、市民自治の力の養成につながります。この効果が、民主主義にとって、とても大きい。市民が、自分の要望から出発して、そこに、とどまるのではなく、まちづくり全体を考える、そうやっていくツールとして、予算編成の過程と市民参加は、とても大切なのです。

**相沢議長** はい。よくわかりました。では具体的に、どのような質問を展開したのですか。

**飯島議員** はい。我孫子市の例を上げ、市民自治の力の養成になると、民主主義にとっての効果を示し、来年度予算から、すなわち、平成25年度予算から、我孫子市の例に倣い、予算編成の公開、予算編成の過程と市民参加という考え方を、是非、採用していただきたい、と質問いたしました。

**相沢議長** 回答は、どうでしたか。

**飯島議員** はい。財政部長の答弁は、地方行政のベースとなる地方自治法では、予算の調整権は、首長に専属するとされている。これを踏まえて、予算編成については、各担当部局において、市民の皆様からの意見や、桐生市が直面する課題をとらえた事業を計画し、その内容を反映した予算要求に対して、事業の緊急性、費用対効果を検討し、さらには、市としての全体的なバランスを調整し、国や県の政策との整合性を図りながら、各種交付金や、補助金等の活用を考慮して、事業採択を現在行なっている。このため、事業採択に当たっては、毎年の、国や県の制度改正や、財源の確保等に、多くの調整期間を有し、例年、第1回定例会3月議会の議案に上程する直前まで検討、修正を加えている状況である。今般の、平成24年度の当初予算においても、ぎりぎりのところで、国の動向等も組み入れる等の作業を行っていた、ということでした。

**相沢議長** 市民参加については、どうでしたか。

**飯島議員** はい。市民参加については、予算編成作業は、政策を方向づけていく上での過程の調整など、かえって、市民の皆様や、事業にかかわる関係者に、誤解を生じることが危惧されるので、難しいものと考えている。それぞれの担当部署が、市民の皆様との係わりの中で、市民ニーズの把握に努め、予算編成を行なっているので、ご理解の程、よろしくお願ひしたい、ということでした。私としては、市民の皆様が、最も関心を持ちやすい予算、その編成過程を公開することが、身近な政治への関心を高め、市民の皆様が、自治の力をつけていく、絶好の機会と考えますので、今後も粘り強く、この課題に取り組んでいきます。

**相沢議長** 飯島議員、ありがとうございました。

〈市のPR、条例関係〉

**相沢議長** それでは最後のコーナー、第4部に入ります。第4部は、議会で議決した条例等について、説明を行う市のPR、条例関係のコーナーです。第4回定例会、12月議会での話題を、お送り致します。

**周東副議長** 今回は、第4回定例会の会期のなかで開催された、各常任委員会で、担当部局から報告のあった事をピックアップして、リスナーの皆様にも、お伝えしたいと思います。

**相沢議長** 各定例会では、総務常任委員会、経済建設常任委員会、教育民生常任委員会、それぞれ付託された議案審査が終了した後、各委員会の求めに応じて、担当する部局は、議案審査対象以外の事業について、報告をしてもらう事があります。それでは、副議長が所属している総務委員会から、紹介して下さい。

**周東副議長** はい、いろいろありましたが、今回は、情報政策課からありました、コミュニティ放送整備事業について、お伝えします。この事業は、市内において、地域に密着したコミュニティ情報等を提供する事を目的とした、コミュニティ放送局（FM桐生）の、設備整備に対する補助を、目的としたものです。今回、FM桐生から、事業の状況などについて連絡があり、その報告がありました。

**相沢議長** その件については、今まで、桐生ガス株式会社 本社屋上にある、送信アンテナに加え、新里町の清掃センターに中継アンテナを設置。これは、増設することにより、受信エリアの拡大を図るものですね。

**周東副議長** はい、FM桐生によると、昨年11月11日に、FM桐生に認可が下り、桐生市は、申請のあった補助金を、11月28日に決定したとのことです。拡大されるエリアは、新里町の90%以上が可聴エリア、つまり、電波が届き、聴こえるようになるとのことです。昨年12月から試験電波を発射し、すでに、その中継局から、放送が開始されています。

**相沢議長** リスナーの皆様、いかがですか。とくに、新里町の皆様には、先月の、この番組から、お聴き頂いているということで、感想をお聞かせいただければ幸いです。

**周東副議長** 現状では、このFM桐生の放送を聴くことが出来る世帯は、旧桐生地域で43,151世帯中、42,080世帯、率にして97.5%。今回、新里町が新たに加わり、新里町的全世帯数6,022世帯中、5,675世帯が聴こえるようになり、新里町のカバー率は94.2%となります。この様な報告がありました。以上、総務委員会からでした。

**相沢議長** それでは次に、経済建設委員会からの報告に移ります。私も傍聴していましたが、水道局の「広沢配水池系統の白濁現象について」の報告を取り上げては、どうでしょうか。

**周東副議長** はい、この事は、昨年3月下旬ごろから、広沢配水池系の住民から、水道水の白濁の連絡を受け、水道局で調査を開始したが、なかなか、原因の特定が出来ずにいましたが、今回、原因がつかめて、対策を行ったとのことでした。私の知り合いも、この地域にいて、いろいろと、問い合わせがありました。

**相沢議長** そうですね、昨年6月の委員会でも話題になり、その時は「水道水の白い濁り」はあるが、飲んでも問題はない旨、市民周知がされました。

**周東副議長** 報告では、その後調査が進み、原因が、広沢配水池からくる、配水管に取り付けてある、流量計の部分から、気泡が発生していることがわかったとのことです。この流量計の菅は、配水管の半分の太さになっており、その圧力が変動することにより、ごく小さな気泡が生じる現象、これをキャビテーションと言うそうですが、この事により、気泡が生じ、白濁現象が出たとのことです。現在、バイパス管を取り付けたところ、解消したとのことでした。

**相沢議長** はい、ともかく、原因が特定できて安心しました。ありがとうございました。今度は、教育民生委員会からの報告です。私は、教民の委員でもありますので、今回は、市民生活部医療保険課から「桐生市 国民健康保険事業における 医療費の 保険給付の動向について」と「ジェ

ネリック医薬品 使用促進通知業務の 効果測定について」、報告がありましたので、取り上げたいと思います。

**周東副議長** 国民健康保険事業は、社会保障制度のなかで、私たちにとって、大変ありがたい制度ですが、医療費の増大が、課題になっています。4月から、消費税が上がりますが、この社会保障に、全額使うことになっています。市民の皆さんも、桐生市の医療費の、自己負担分以外の保険で対応している、保険給付の動向に関心をもって、出来れば、負担増にならないように、自助努力をお願いしたいと思います。

**相沢議長** その通りですね。ところで報告では、医療費の保険給付の動向は、8月診療分までで、一般療養給付費が、累計伸び率で、前年比マイナス、2.24%。一般高額療養費が同じく、累計伸び率で、前年比マイナス、4.53%、となっているそうです。年間の金額を比較すると、一般療養給付費が、平成23年度、約79億2千3百万円、平成24年度は、約80億百万円で、約8千万円の増加でした。また、一般高額療養費は、平成23年度、約9億4千万円。平成24年度、約9億9千万で、約5千万円増えています。但し、一般療養給付費は被保険者、つまり、国保加入者が減少していることが要因で、マイナスになったので、一人当たりでは増加している、と報告がありました。

**周東副議長** やはり、そうですか。1月・2月と、寒い日が続き、インフルエンザの流行も心配されています。リスナーの皆さん、健康に、くれぐれも、気をつけて下さい。ところで、「ジェネリック医薬品 使用促進通知業務の 効果測定について」はどうでしたか。

**相沢議長** ジェネリック医薬品 使用促進通知業務というのは、ご存じのように、ジェネリック医薬品に切り替えるように、患者に促す事を目的に、通知を出す事業です。平成25年度 第1回目として、3,000人のかたに通知したところ、314人の方が切り替えたとのことでした。削減効果額では、自己負担額が年間で、171万5,280円、保険者負担額で年間、461万7,600円、合計で年間633万2,880円との報告でした。

**周東副議長** ジェネリック医薬品への切替えは、市民の皆様のご理解のもと、是非とも、すすめて頂きたいと思います。リスナーの皆様、もし、薬を飲んでいる方がいましたら、ジェネリック医薬品を使用しているか、確認して下さい。医療費の削減に、つながります。

**相沢議長** 一方、私たちが納める国保税については、先日の新聞報道にもありましたとおり、「国保税の引き下げ」が、桐生市 国保運営協議会の中で承認され、市長に答申されました。この3月議会に議案として、提出されるものと思います。国保税の引き下げについては、これまでも、それぞれの議員が活発な議論を展開されてきておりますが、3月議会に議案上程されれば、改めて、議論を展開していきたいと思っています。

さて、今回は、12月の第4回定例会のなかから、常任委員会における報告内容を、リスナーの皆様にお伝えしました。時間の関係もありますので、この位で、第4回定例会についての話題を終了したいと思います。以上で、第4部を終了します。